

WELFARE INFORMATION GIFU

福祉だより ぎふ

岐阜県
**子どもの居場所
応援センター**
はじまります。

本会では県内の子ども食堂や学習支援活動などを総合的にサポートする「岐阜県子どもの居場所応援センター」を新たに設置しました。8月1日よりフードバンクへご寄付いただける企業等のサポーター登録を開始し、今後子どもの居場所活動に対する食料品等のマッチング、より多くの方に子どもの居場所支援に参加していただけるPR、総合的な相談支援体制づくりを進めていきます。 詳細は4ページへ



ご寄付への感謝とともにフードバンクの始動に向け気合十分のセンタースタッフ

フードバンクを通じて岐阜県内の子どもの居場所等へ配布します



CONTENTS

2022
8
No.716

ともにん
愛と希望

- 生活福祉資金の円滑な債権管理に向けて
～コロナ特例の貸付状況と一部業務の委託について～…………… P 2
- 岐阜県子どもの居場所応援センター始動…………… P 4
- 支え合う 住みよい社会 地域から
恵那市 中野方町民生委員児童委員協議会…………… P 6
- 令和4年度 キャリアパス対応生涯研修課程 スタート！
- 「学校訪問説明会」と「福祉のお仕事フェアin東濃地域」を
開催しました。…………… P 7
- お知らせ…………… P 8

生活福祉資金の円滑な債権管理に向けて

「コロナ特例の貸付状況と一部業務の委託について」

生活福祉資金は、低所得世帯、障がい者または高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした事業です。実施にあたっては、市町村社協や生活困窮者自立相談支援機関等とともに民生委員の協力を得て、貸付申請から償還完了まで適切な運用に努めています。令和2年3月から新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」）の影響により減収や失業し、生活費が不足する方々を対象とした特例貸付（同、「コロナ特例」）が始まり、かつてない貸付件数となっています。「コロナ特例」については、本誌令和3年11月号にも掲載したところですが、いよいよ貸付から償還等の債権管理に移行する時期を迎えています。改めてこれまでの状況と本会の取り組みについて紹介します。

岐阜県のコロナ特例 3万2千件を決定

(1) 申請・決定状況

コロナ特例の受付開始から2年4か月が経過し、全国での貸付実績は令和4年3月26日までの2年間で362万件、約1・3兆円ののぼりです。

岐阜県は、令和4年6月末までに約3万2千件、96億1千万円の貸付を決定しています。直近では令和4年1月21日から3月21日まで「まん延防止等重点措置」により飲食店を中心に営業時間短縮要請がありました。その後は同様

の措置はなく、減収や失業を理由としたコロナ特例の申請ピークは過ぎたと考えられます。

(2) 製造業の申請割合が急増

コロナ特例・緊急小口資金の令和4年1月から3月受付分と、同年4月から6月受付分を比較すると、申請件数は283件と319件で微増でしたが、製造業に携わる方の申請割合が約1・6倍に急増しています。

本県は製造業が盛んであることと、コロナによる海外のロックダウンや材料調達スケジュールの遅れなどによる影響があることがうかがえます。

なお、本年5月の有効求人倍率は1・62倍で全国平均の1・24倍を上回っている状況です。

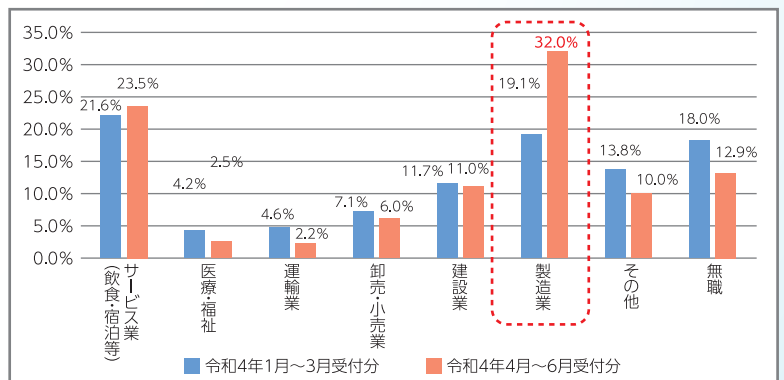
(3) 受付は本年8月末終了予定

令和2年3月のコロナ特例開始当初は、緊急的な経済支援の役割を担うものとして、短期間の対応が想定されていました。しかしながら、感染者数増加の波が幾度も押し寄せ、結果として9度にわたり受付期間が延長となっています。現在、新規の申請を受け付けている緊急小口資金と総合支援資金初回は、本年8月末で受付を終了する予定です。

図1 岐阜県におけるコロナ特例決定件数（令和4年6月末）

資金の種類	件数	備考
緊急小口資金	17,099	
総合支援資金	14,923	
初回	7,900	
延長	2,516	令和3年6月末受付終了
再貸付	4,507	令和3年12月末受付終了

図2 コロナ特例・緊急小口資金申請者の職業割合



業務委託を活用した 適切な債権管理

これまで本会における生活福祉資金の債権管理は年間約2,500件でしたが、コロナ特例の約3万2千件が加わることで、今後の債権管理が課題となっております。

据置期間を経て順次償還を開始しますが、コロナ特例は借受人と世帯主の住民税が非課税であるなど要件を満たした場合に償還免除となる規程が定められています。

本会は、一時的な業務量増加への対応や市町村社協をはじめとする関係者、機関とともに債権管理を円滑に進めていくために、適切なノウハウを持つ外部業者の力を借りてコロナ特例の債権管理を行うこととしました。具体的には次の業務を委託しています。

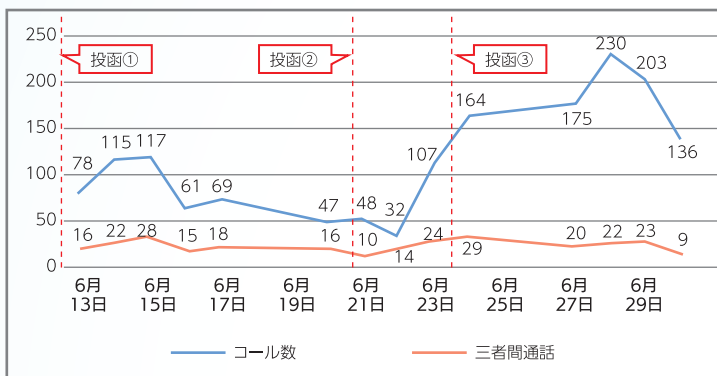
(1) コールセンター(専用回線)の開設

本年6月、令和5年に償還が開始となるコロナ特例の借受人へ、償還開始のお知らせと償還免除に関する案内を3回に分けて投函しました。

これに合わせて、償還方法や住

民税非課税による償還免除の手続き方法など多くの問合せに対応できるように、電話による問合せ窓口を6月13日に開設しました。6月末までに一日約110件、多い日には230件の問い合わせに対応しています。

図3 償還に関する案内投函によるコールセンター対応件数



また、外国籍の借受人に向けて、英語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、スペイン語の6言語の三者間通話も導入し一日約20件対応しています。



借受人からの問合せに対応する委託会社のスタッフ

(2) 償還免除申請書の受付と償還開始のお知らせ送付

借受人より市町村社協を経由して提出された「償還免除申請書」の内容を確認するとともに、本会が償還免除の承認あるいは不承認を決定した債権について通知を作成します。なお、償還が開始となる債権については、借受人へ毎月の償還額や償還方法を記載したお知らせを郵送します。

(3) 住所変更等への対応

貸付決定後に氏名や住所を変更した借受人の情報について更新作業を行います。また、郵便物が宛所不明により返送された場合には借受人へ架電、現況を確認し、その内容を借入申込市町村社協と共有します。

「コロナ特例から見えてきたこと」

コロナ特例は、急激な感染拡大による経済支援の役割を担ってきました。この間、国による事業主への助成や世帯への給付等もありましたが、社協が総力をあげて膨大な申請に継続して対応してきたことは、コロナ禍における地域住民の生活を支えてきたと言えます。

その一方で、国から迅速な貸付が求められる、「貸す」ことを優先した点は課題として残りました。丁寧な相談支援は社協の強みであり、一連のコロナ特例への対応から非常時におけるセーフティネットのあり方について政府での検証や全社協での検討が進められています。今後、借受世帯が自身の生活状況に向き合い、償還や課題解消に取り組むためにも、生活困窮者自立相談支援機関をはじめとする各種支援策と一体での支援は欠かせないと考えます。

「生活福祉資金」が、本来の目的である「自立」につながる制度としての役割を果たすためにも、本会は長期的な視点に立ち、関係機関等との連携協働による事業運営に引き続き努めてまいります。

岐阜県子どもの居場所応援センター始動



新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、子どもや子育て家庭が社会的孤立に陥らないよう、子ども食堂や学習支援活動、子育て家庭への宅食活動など「子どもの居場所活動」を総合的にサポートするため、本年度より「岐阜県子どもの居場所応援センター（以下「センター」）」を設置しました。

センターでは、子どもの居場所に対するフードバンク事業をはじめ、食品やボランティア活動など子どもの居場所を応援したい企業の開拓、子どもの居場所活動の周知を行うほか、居場所を運営する方々の悩みや相談に対する相談支援事業の実施を目指します。

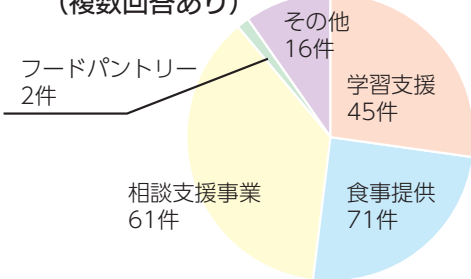
子どもの居場所活動の現状

令和4年5月10日に実施した県内子どもの居場所団体へのアンケート調査では、約7割の団体が食を含む支援を実施していることが分かりました。また、提供を希望する食品は「飲料」が最も多く、次いで「インスタント食品」「精米」などを求めていること、食品等の受け取りに関して「県社協や近隣の拠点で受け取りたい」と回答した団体が約4割と、食品の確保は可能な限り近隣で感じている団体が多いことが分かりました。（図1）

センターでは、現状各団体が抱える課題に対応し、持続可能な

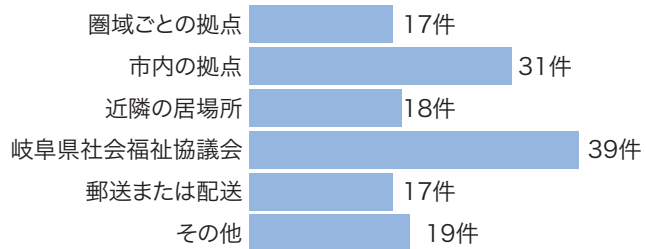
子どもの居場所に対するアンケート結果より抜粋（図1）

(1) 活動の内容（複数回答あり）

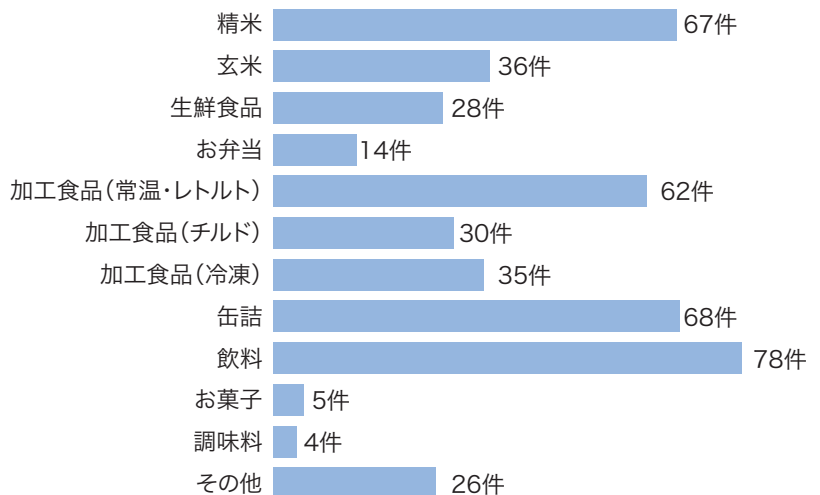


フードバンクの仕組み構築を目指し、今後市町村社協が設置するフードバンクやボランティアセンターなどと協議を進める予定です。

(2) 食品の受取場所（どこなら可能か）



(3) 企業から提供を希望する食品



食料寄付の現状

SDGsや食品ロス対策が話題となる昨今、生活にお困りの方に対する食料品の寄付の申し出は増加傾向にあり、センターでも複数の企業様等からの寄付申し出に対応してきました。しかし、現在は、物価高騰や円安などにより企業が生産量を調整したり寄付を抑えたりしている影響か、寄付量が減少

しています。県内でフードバンク事業に取り組む団体からも同様の声が聞かれるなど、食料支援を続ける苦しさ広がっています。こうした状況だからこそ、少しでも県内でお困りの子どもや子育て家庭へ食品を届けられるよう、子どもの居場所の情報発信も進めていきたいと考えています。

サポーター登録の仕組み

センターでは、食品の寄付をいただく企業団体様にサポーター登録をいただきます。サポーター登録は、センターを利用するための会員登録のような登録の仕組みで、ご登録いただいた企業や団体様は、食料品や学用品等の寄付、ボランティアニーズ等の調整機能をご利用いただけることとなります。

やさしい

子ども食堂団体も物価高騰の影響に対応するため、やむを得ず食

サポートの流れ



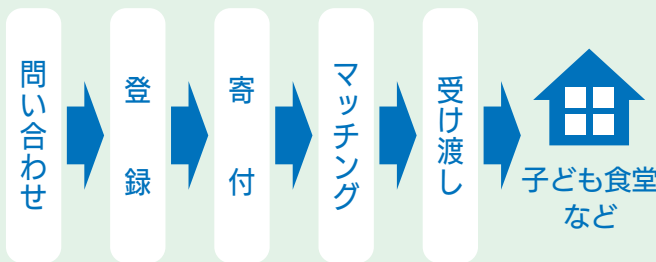
労力・人材



食料
(米・飲料・カップ麺・お菓子)



学用品
(ノート・鉛筆)



堂の値上げを検討せざるを得ないなど苦渋の決断を迫られているなどの声が聞かれ居場所の存続が、危機に晒されています。

「子どもの居場所」は、子どもだけの居場所ではなく、子どもも誰もが来やすい居場所です。こうした活動の持続を支えることは、地域の居場所を支え、地域の困りごとを抱えた方を支えることにつながります。

県社協では子どもの居場所を支える活動を通じて、地域共生社会の実現を目指していきます。

令和4年度 社会福祉施設 総合損害補償 **しせつの損害補償** インターネットで保険料試算できます

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設などに **スケールメリットを活かした割安な保険料で充実補償をご提供します!**

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞) 保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

新型コロナウイルスを含む特定感染症に新たな補償が追加されました!

NEW 施設の感染症対応費用補償
休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

- プラン2 施設利用者の補償
- プラン3 職員等の補償
- プラン4 法人役員等の補償



●この案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会** 取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 千100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3349)5137 TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

支え合う

住みよい社会

地域から

恵那市 中野方町民生委員児童委員協議会



岐阜県版ミンジー

恵那市は、岐阜県の南東部に位置し愛知県・長野県と接しています。市の北部は木曾川が流れ大井ダム上流は風光明媚な恵那峡があり、中央部はJR中央線の恵那駅を降りると、電線が地中化された駅前中央通りの奥に阿木川ダムが見える他、中央自動車道により交通の便が良い所です。南部は恵那駅から明知鉄道が走っており、大正村・岩村城下など歴史的景観があります。

令和4年4月現在の人口は47,946人で、その内高齢者は17,102人と高齢化率が35・67%となっており、平成の合併時から7,815人の人口減少と少子高齢化に歯止めがかからない状況です。

恵那市民生委員児童委員協議会について

恵那市民生委員児童委員協議会は、大井、長島、東野、三郷、武並、笠置、中野方、飯地、岩村、山岡、明智、串原、上天作の13の地区ごとに単位民児協を組織しており、民生委員118人、主任児童委員26人、計144人が活動しています。

各单位民児協においては毎月定例会を開催し、関係機関からの報告事項の確認やスケジュール調整に加え、防犯パトロール、食事サービス、独居の

見守りを兼ねた広報誌まめなかなの配布や地域ごとに研修会を実施するほか、各委員が独自の地域の見守りや支援活動を行う中で、困りごとを抱えている人に寄り添い、必要な支援が受けられるよう行政機関などへつないでいきます。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、対面での定例会開催が困難になっていますが、WEB会議アプリを活用して定例会を開催する単位民児協もあり、デジタル技術の活用も進んでいます。

その他、交通安全週間や赤い羽根共同募金活動へも協力しています。

おしゃべり会の開催

恵那市の最北部に位置し東西に長い盆地内の集落が中野方町です。「日本棚田百選」があり雪は少ないですがとても寒い地域です。

中野方町民生委員は独居高齢者の見守り活動を行っています。独居高齢者の中には外へ出ておしゃべりをする機会が少ない方もいるため、社会福祉協議会の協力を得て、年一回集まって貰い「おしゃべり会」を開催しています。

しかし、この2年間は新型コロナウイルスの関係で開催を自粛してしましたが、まん延防止等の規制が解除され久しぶりの実施となりました。

以前は近隣の飲食店などからマイクバスで集合場所まで迎えに来て貰い、観劇等を楽しんだ後、昼食を摂りながらおしゃべりを楽しみ、最後にはビンゴゲームなども楽しみました。

最近では、参加者の中には足が悪く階段等を歩くのがつらくなったとの声が出て、参加を辞退される方もありました。このため、今回は町内にあるふれあいセンター「まめの木」の施設を借りて開催することとしました。

当日は、無償移送サービスの「おきもり号」での送迎と、担当民生委員の車両により自宅まで迎えに行き、集合しました。最初は、町内の住民が参加しているマンドリンクラブにお願いし、約40分の懐かしい音楽の演奏を聴きました。マンドリンクラブも新型コロナウイルスの関係で演奏を発表する機会がありませんでしたが、今回多くの方に聴いて貰うことが出来ました。

演奏終了後、この時期作る朴葉寿司を食べながら、歓談をし、昼食を摂り、その後ビンゴゲームを楽しみました。



おしゃべり会の模様 (マンドリン演奏)

今回は、近い場所ということとで約3分の2の参加があり、盛況の内に終了しました。

福祉委員との見守り報告会

平成4年4月現在24名の女性が自主的に福祉委員として活動をしています。この福祉委員の方々が対象者(主に独居高齢者)毎に担当を決めて、民生委員が行っている独居高齢者世帯の安否確認の隙間を、訪問やさりげない見守り活動を通じて補っています。

このため、民生委員と福祉委員との情報交換の場として、包括支援センター・市社会福祉協議会・振興事務所の職員を交えて、合同で二ヶ月に一回「見守り報告会」を開催しています。



見守り報告会の模様

最初に各民生委員が担当している対象者を訪問している福祉委員が同じになるようグループ分けをし、対象者の状況確認や意見交換を行います。

その後、全体会議で各グループの発表を行った後、事例検討会・勉強会などを行っています。

また、当日報告会に欠席する場合は、見守り状況を担当民生委員へ報告しています。皆で助け合い協力しながら、隙間のない見守り活動をしています。

令和4年度 キャリアパス対応生涯研修課程 スタート!

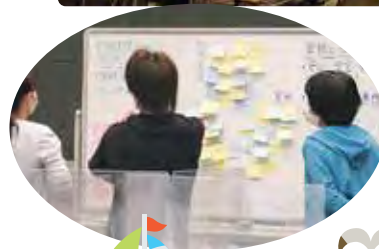
今年度の「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」が始まりました。今年度は、「会場開催」と「オンライン開催」の2日程で実施を予定しており、7月7日(休)～8日(金)に「初任者・会場受講コース」を大垣市情報工房で開催しました。

新型コロナウイルスの影響により、昨年度までは会場内でグループワークを行えませんでした。今年度は受講者席にアクリル板を導入し、感染症対策を徹底して、2年ぶりに会場内でグループワークを行いました。

実際に会場で対面しながら話し合うことで、研修中や休憩時間にも受講者同士の交流が生まれ、研修2日目の行動指針マップ作りでは、様々な意見を出し合うことで、各グループアイデア溢れる行動指針マップを作成しました。

同じグループで学ぶ仲間と交流することで、研修内容に深みが増し、対面研修ならではの活気ある2日間となりました。

引き続き、感染症対策を徹底し、受講者の皆さまによりよい研修時間が提供できるよう、努めてまいります。



「学校訪問説明会」と「福祉のお仕事フェアin東濃地域」を開催しました。



岐阜県福祉人材総合支援センターでは、6月29日(水)に岐阜県立坂下高等学校福祉科を訪問し、さらに7月2日(土)にお仕事フェアシリーズ第3回として就職イベントを開催しました。

学校訪問では、社会福祉福祉法人五常会 みずなみ瀬戸の里 事務部長で「福祉の魅力知らせ隊」隊員でもある安江様にお話を頂きました。

また、その週末には、五常会様を含む、東濃地域の4つの事業所が出展する福祉のお仕事フェアin東濃地域を開催し、坂下高校福祉科の生徒様をはじめ、23名の方にご参加頂くことができました。

学校訪問で話を聞き、就職フェアで質疑応答することで、より福祉・介護分野でのお仕事のイメージを具体的にしてもらえたのではないかと思います。

人材センターでは、今後も福祉・介護分野のお仕事への理解が深まる事業を多角的に実施していく予定です。

岐阜県介護福祉士修学資金(実務者研修)のご案内

岐阜県社会福祉協議会では、岐阜県内の実務者研修施設等に在学し、介護福祉士を目指す方に対し、修学資金の貸付を行う事で資格取得及び定着を支援します。

- ◆特徴/資格取得後、一定期間働くことによって返還が免除となる「返還免除型」の貸付金です。
- ◆対象者/岐阜県内の実務者研修施設等に在学し、実務者研修施設等を卒業した日から1年以内に岐阜県内において介護福祉士として介護又は相談援助業務に従事しようとする者であって他の同種の修学資金の貸付を受けていない方

◆貸付金額: **最大20万円まで**

◆【募集期間】令和4年4月1日~令和5年3月31日

【申請書提出期限】

第1回 令和4年5月31日(火) 受付終了 第2回 令和4年8月31日(水)
 第3回 令和4年11月30日(水) 第4回 令和5年2月28日(火)

◆【申請方法等】下記申請書類等を実務者研修施設経由で岐阜県社会福祉協議会に提出

詳細はQRコードから公式HPにアクセスしてご確認ください!

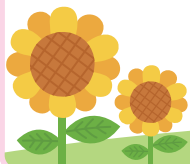


☆お問い合わせ先☆

岐阜県社会福祉協議会 施設人材部

岐阜県福祉人材総合支援センター 貸付担当: 平松・廣瀬

TEL: 058-201-2261 FAX: 058-276-2571



ありがとうございました!

岐阜信用金庫様より寄贈

去る6月20日、岐阜信用金庫(好岡 政宏 理事長)様より使用済み切手、ベルマーク等を寄贈いただきました。寄贈品はボランティア活動の振興に有効に活用させていただきます。



▲岐阜信用金庫光崎常務理事(写真右)から使用済み切手等の寄贈を受け取る県社協小林常務理事=岐阜県福祉会館

令和4年度

岐阜県社会福祉協議会 職員採用試験

本会で一般事務に従事する職員を募集します。

■採用予定日 令和5年4月1日

■受験資格

- ①昭和63年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学を卒業した方
- ②学校教育法に基づく大学を令和5年3月31日までに卒業見込の方

■受験申込受付期間

令和4年7月19日(火)~8月31日(水)

■試験日時・場所等

第一次試験: 令和4年9月11日(日)

第二次試験: 令和4年9月27日(火)

*申込方法等については、本会ホームページ(<https://www.winc.or.jp/>)にてご確認ください。

■申込み・問い合わせ先

岐阜県社会福祉協議会 総務企画部

電話 058-201-1545

*本誌に対してのご意見、ご要望等ございましたら、下記までお寄せください。

発行所 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1

TEL(058)201-1545 FAX(058)275-4858 ホームページアドレス <https://www.winc.or.jp/> 購読料30円は会費に含む 毎月1回・15日発行